

紹介手数料の払戻金制度

- ・短期退職の場合の措置

入社日以降 3 ヶ月以内の採用決定者本人の責により雇用契約を終了した場合に、紹介手数料のうち下記の金額に消費税 10%を乗じて得られる金額を返還するものとする。但し、求人者の理由に起因する退職もしくは、採用決定者本人の死亡等の不測の事態による退職の場合を除く。

① 採用決定者の入社日以降 1 ヶ月未満の退社の場合

紹介手数料の 90%

② 採用決定者の入社日以降 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の退社の場合

紹介手数料の 50%

許可番号 14・ユ・300183

株式会社 Real

神奈川県横浜市西区浅間町 1-4-3

ウィザードビル 1F